12.3　二千二十年については、一通当たり〇・二九七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・三一九ＳＤＲ

12.4　二千二十一年については、一通当たり〇・三一五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・四五八ＳＤＲ

13　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国の間並びにこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

13.1　二千十八年については、一通当たり〇・五八四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・三一三ＳＤＲ

13.2　二千十九年については、一通当たり〇・六四〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・四三九ＳＤＲ

13.3　二千二十年については、一通当たり〇・七〇一ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・五七七ＳＤＲ

13.4　二千二十一年については、一通当たり〇・七七〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七三一ＳＤＲ

14　二千十六年以降に目標制度に参加する国の間及びこのような国と二千十年より前に又は同年若しくは二千十二年の時点において目標制度に参加した国との間の小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

14.1　二千十八年については、一通当たり〇・二三四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・八三一ＳＤＲ

14.2　二千十九年については、一通当たり〇・二四八ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・九四一ＳＤＲ

14.3　二千二十年については、一通当たり〇・二六三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・〇五七ＳＤＲ

14.4　二千二十一年については、一通当たり〇・二七九ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・一八〇ＳＤＲ

15　二千十六年以降に目標制度に参加する国の間及びこのような国と二千十年より前に又は同年若しくは二千十二年の時点において目標制度に参加した国との間の巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

15.1　二千十八年については、一通当たり〇・五三三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・一九八ＳＤＲ

15.2　二千十九年については、一通当たり〇・六〇二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・三五四ＳＤＲ

15.3　二千二十年については、一通当たり〇・六八〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・五三〇ＳＤＲ

15.4　二千二十一年については、一通当たり〇・七七〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七三一ＳＤＲ

16　二千十年又は二千十二年の時点において目標制度に参加した国の間及びこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の年間総重量が五十トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数（小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）については〇・三一キログラムにつき八・一六通、巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）については〇・六九キログラムにつき二・七二通）に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。

17　二千十六年以降に目標制度に参加する国の間及びこのような国と二千十年より前に又は同年若しくは二千十二年の時点において目標制度に参加した国との間の年間総重量が、二千十八年、二千十九年及び二千二十年においては七十五トン、二千二十一年においては五十トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、16に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。

18　二千十年より前に目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、5から11までに定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

19　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国並びに二千十六年以降に目標制度に参加する国に送付される大量郵便物の補償金は、5及び10から15までに定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

20　二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十条　移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事業体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1　移行制度に参加している国の指定された事業体が目標制度に参加する準備のため、通常郵便物（大量郵便物を含み、Ｍ郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、郵便物一通当たりの料率及び郵便物の重量一キログラムごとの料率を基礎として設定される。

2　国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。

3　移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）の流れに適用する料率は、次のとおりとする。

3.1　二千十八年については、一通当たり〇・二二七ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・七七四ＳＤＲ

3.2　二千十九年については、一通当たり〇・二三三ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・八二四ＳＤＲ

3.3　二千二十年については、一通当たり〇・二四〇ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・八七五ＳＤＲ

3.4　二千二十一年については、一通当たり〇・二四七ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・九二八ＳＤＲ

4　移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における巨大郵便物（Ｅ）及び小形包装物（Ｅ）の流れに適用する料率は、次のとおりとする。

4.1　二千十八年については、一通当たり〇・四八五ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・〇八九ＳＤＲ

4.2　二千十九年については、一通当たり〇・四九八ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・一二〇ＳＤＲ